

令和4年1月以降の家計が急変した世帯へ 臨時特別給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響で、住民税非課税世帯並みに収入が減少した世帯へ、臨時特別給付金を支給します。

《対象》

令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割非課税相当水準以下の世帯 ※令和3年度非課税分、または家計急変分の臨時特別給付金を受給した世帯は対象外です。

《給付額》

10万円/1世帯

《申請期限》

9月30日(金) ※消印有効

《申請窓口》

総務課 臨時特別給付金担当

《申請時必要書類》

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書
- 簡易な収入(所得)見込額の中立書
- 令和4年中の収入額を確認できる書類の写し
- 申請・請求者本人確認書類の写し
- 受取口座を確認できる書類の写し
- 申請・請求者の世帯の確認できる書類の写し(本市で世帯の確認できない方)
- 戸籍の附票の写し(令和4年1月1日以降、複数回転居した方)

■ 申請書類設置場所

- 総務課 臨時特別給付金担当
- 社会福祉課
- 各支所窓口係
- ハローワーク安芸高田
- 安芸高田市社会福祉協議会

問総務課 臨時特別給付金担当

☎ 47-1125 📠 42-4376

精神障害者医療費 助成制度



対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象者》 ※下記の全てを所持している方

- 精神障害者保健福祉手帳(1級)
- 自立支援医療受給者証「精神通院」

※本人・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

■ 医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…200円/日(医療機関ごとに月4日まで)

《受給者証有効期限》

7月31日

《更新手続き》

8月以降の資格認定は自動更新です。該当の方へ7月下旬に受給者証を送付します。

問保険医療課 医療保険年金係

☎ お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

重度心身障害者医療費 助成制度



対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象者》 ※下記のいずれかを所持している方

- 身体障害者手帳(1～3級)
- 療育手帳(㊤・A・㊤いずれか)

※本人・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

■ 医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…200円/日(医療機関ごとに月4日まで)
- 入院…200円/日(医療機関ごとに月14日まで)

《受給者証有効期限》

7月31日

《更新手続き》

8月以降の資格認定は自動更新です。該当の方へ7月下旬に受給者証を送付します。

問保険医療課 医療保険年金係

☎ お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

制度に関する
お知らせ

行政情報



新規事業

まちづくり助成金

市民団体などの自主的なまちづくりの活動に対して、助成金を交付します。

《対象団体》 ※下記の全てに該当する団体

- 構成員が5人以上で、安芸高田市在住の方が含まれる、または所在地が本市にある団体

《審査対象活動》 ※下記のいずれかの活動

- 市が抱える課題の解決につながる活動
- 市の魅力向上につながる活動
- 市の人材育成につながる活動
- 市に広く利益をもたらすことができる活動

■ 活動の例

- 高校生の放課後(公共交通の待ち時間)に学びの場を提供
- 空き家、空き店舗をみんなで改修してシェアスペース、集いの場づくり
- 地域の名所でマルシェ、屋台の開催
- 自然の中で子育て活動を企画運営
- 景観整備と新たなビジネスを実施
- 高齢者の困り事を若者の力で解決
- 既存のイベントの課題を聞き、新たな取り組みを実施するお手伝い
- 地場産品や伝統芸能などを応援する新たな取り組みを企画・実施

《申請方法》

申請書類を政策企画課地方創生推進係に提出 ※申請書類は政策企画課地方創生推進係に設置しています(市ホームページからダウンロードも可能です)。

《申込受付期間》

7月1日(金)～29日(金)17時 ※必着

《助成金額》

	スタートアップ部門	レベルアップ部門
支援目的	新たな活動を起こそうとする団体を支援	まちづくり活動を行ってきた団体の発展を支援
交付回数上限	1回	3回
助成金額上限(助成率:10/10)	70万円	10万円

《助成対象活動期間》

交付決定後～令和5年3月31日(金)まで

■ 公開審査会(8月開催予定)

各申請団体が企画内容を発表し、その内容を「安芸高田市まちづくり活動支援助成金運営委員会(仮称)」が審査します。この審査結果を受けて、市が助成金を交付します。

問政策企画課 地方創生推進係

☎ お太助フォン 42-5612 📠 42-4376

ひとり親家庭等医療費助成制度



対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象》

18歳到達年度末までの子どもがいるひとり親家庭等の方(生計同一者全員が所得税非課税者、事実婚ではないなどの受給条件があります)

■ 医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…500円/日(医療機関ごとに月4日まで) ※月5日以降は自己負担がありません。
- 入院…500円/日(医療機関ごとに月14日まで) ※月15日以降は自己負担がありません。

■ 受給者証の更新

8月以降の資格認定には更新手続きが必要です。該当する方は、保険医療課医療保険年金係各支所窓口係で手続きをしてください。

※該当すると思われる一部の方には、6月下旬に申請手続きの案内を送付しています。

《受給者証有効期限》 7月31日

《申請時必要書類》

- 健康保険証(本人、子どもの名前が入ったもの)
- 児童扶養手当の証書または遺族年金証書(受給者のみ)

問保険医療課 医療保険年金係

☎ お太助フォン 42-5619 📠 42-2130